

番匠川漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、番匠川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、はえ、えのは及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2、前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3、組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、たも網、あゆかけ、やす、うなぎかご、又はかにかごによる遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4、遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限、禁止)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
たも網	網口径 40cm以下
うなぎかご	長さ80cm直径(かご口)8cm以下の 筒又はかごに限る。 1人5本以内
うなぎつけ針	1人10本以内
やす	4本また、 またの長さ10cm以下
かにかご	縦、横、長さの計が140cm以下、1人10ヶ以内

2、ごろびき漁法は禁止する。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの間で組合が公表して定める期間内
えのは	3月1日から9月30日までの間で組合が公表して定める期間内
もくずがに	8月16日から12月31日までの間で組合が公表して定める期間内

はえ	1月1日から12月31日までの間で組合が公表して定める期間内
うなぎ	6月1日から12月31日までの間で組合が公表して定める期間内

2、前項の公表は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイトに掲載するものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
佐伯市高島井堰の上流端より稲垣橋下流端までの間	9月1日から 11月30日まで
（はえ漁） 佐伯市直川大字上直見河内橋から下流弓取井堰までの間	11月1日から 2月末日まで
（全魚種） 佐伯市本匠大字三股出合い（久留須川三股瀬尻より下流番匠川笠掛橋と森下橋を結ぶ区間）	7月1日から 8月末日まで
（はえ漁） 佐伯市本匠大字三股、三股橋から下流笠掛橋までの間	11月1日から 2月末日まで
遊漁者は組合員の行う瀬張網、建切網漁業操業中の上下流100メートル以内で遊漁してはならない	

（全長制限）

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種について、イ欄に掲げる大きさのものはこれを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あゆ	15cm以下
うなぎ	25cm以下
えのは	15cm以下
もくずがに	5cm以下（甲の巾）

（遊漁料の額および納付の方法）

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし遊漁者（手釣又は竿釣に限る）が中学校生徒以下又は、肢体不自由者（身体障害者手帳等保持者に限る）のときは無料とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、100円を加算した額とする。

魚 種	漁 具、漁 法	期 間、 遊 漁 料
あゆ	手釣、竿釣（友釣を含む）	1日 1,000円 1年 5,000円
	あゆかけ	1日 500円 1年 3,000円
はえ、えのは	手釣、竿釣 たも網、やす	（スーツ、シュノーケルを使用する場合は、

うなぎ	手釣、竿釣	別途 2,000 円（年間）を徴収する
	うなぎかご、つけ針	1 年 2,000 円
もくずがに	かにかご	1 年 1 ヶ 1,200 円

2、遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

遊漁券取扱所	住 所	連絡先
番匠川漁業協同組合	佐伯市弥生大字山梨子 862	0972-46-1701
かわの釣具店	佐伯市弥生大字小田 998-5	0972-46-0303
（株）道の駅「やよい」番匠おさかな館	佐伯市弥生大字上小倉 898-1	0972-46-5922
直川まるごと市場	佐伯市直川大字赤木 4-3	0972-58-2800
蜷川商店	佐伯市直川大字下直見 4356-1	0972-58-2371
福園旅館	佐伯市本匠大字堂ノ間 1089-2	0972-57-6625
（有）菅原自動車	佐伯市本匠大字宇津々 1996-2	0972-56-5028
釣具スーパーイ ヴ戸次店	大分市中戸次字前田 1261-47	097-597-1091

（遊漁承認証に関する事項）

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

（１）承認を受けた者の氏名、住所

（２）承認期間

（３）魚種

（４）漁具・漁法

（５）遊漁区域

（６）遊漁料の額

（７）注意事項

（ア）遊漁中は本証を必ず携帯しなければならない。

（イ）遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは遊漁証を提示しなければならない。

（ウ）遊漁者は相互に適当な距離を保ち、互に他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（エ）遊漁者は、組合員の行う瀬張網、建切網漁業操業中の上下流 100 メートル以内で遊漁してはならない。

（オ）遊漁者が、大分県漁業調整規則又は本組合遊漁規則に違反する行為をしたときは遊漁を停止し、又は拒絶することがある。

（カ）ごろびき漁を禁止する。

（キ）遊漁禁止区域

ア 区 域	イ 期 間
三股出合い（久留須川三股瀬尻より下流、番匠川笠掛橋と森下橋を結ぶ区間）	7 月 1 日から 8 月 31 日まで
高島堰上流端より下流稲垣橋 下流端までの間 （保護水面管理区域）	9 月 1 日から 11 月 30 日まで

(8) 発行者名

- 2、遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3、遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2、遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3、遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、遊漁者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4、遊漁者は、第5条に規定する区域において、川底を攪拌してはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2、漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (ア) 漁場監視員は、漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。
 - (イ) 漁場監視員は、法令又は規則に従い違反行為の防止に努める。
 - (ウ) 漁場監視員は、規則の励行に関し必要な指示を行うことができる。
 - (エ) 漁場監視員は、遊漁承認証を携帯せず遊漁する者から、規定の遊漁料を徴収することができる。
 - (オ) 漁場監視中、法令又は規則に反する悪質な行為を発見したときは、その旨を取締機関又は組合に報告するものとする。
 - (カ) 漁場監視員は、常に適切公平な監視を行うこととし、必要以上の強制指示は厳に慎むこと。
 - (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附 則)

この規則は認可の日から施行する。